

○津軽広域連合情報公開条例施行規則

(平成20年3月19日規則第1号)

改正 平成28年3月22日規則第3号
平成31年4月19日規則第1号
令和元年6月28日規則第1号
令和5年3月22日規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、津軽広域連合情報公開条例（平成20年津軽広域連合条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関して必要な事項を定めるものとする。

(公文書開示請求書)

第2条 条例第6条第1項の書面は、公文書開示請求書（様式第1号）とする。

(開示請求に対する決定通知等)

第3条 条例第11条第1項の規定による通知は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める書面により行うものとする。

- (1) 開示請求に係る公文書の全部を開示する旨の決定 公文書開示決定通知書（様式第2号）
- (2) 開示請求に係る公文書の一部を開示する旨の決定 公文書部分開示決定通知書（様式第3号）

2 条例第11条第2項の規定による通知は、公文書不開示決定通知書（様式第4号）により行うものとする。

3 条例第11条第5項後段の規定による通知は、公文書開示請求に係る決定通知期間延長通知書（様式第5号）により行うものとする。

4 条例第11条第6項後段の規定による通知は、公文書開示請求に係る決定通知期間特例延長通知書（様式第6号）により行うものとする。

(事案の移送)

第4条 条例第12条第1項後段の規定による通知は、公文書開示請求に係る事案移送済通知書（様式第7号）により行うものとする。

(第三者への通知事項)

第5条 条例第13条第1項の実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 開示請求の年月日
- (2) 開示請求に係る公文書に記録されている当該第三者に関する情報の内容
- (3) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限
- (4) その他広域連合長が必要と認める事項

2 条例第13条第2項の実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 開示請求の年月日
- (2) 条例第13条第2項第1号又は第2号の規定の適用の区分及び当該規定を適用す

る理由

- (3) 開示請求に係る公文書に記録されている当該第三者に関する情報の内容
 - (4) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限
 - (5) その他広域連合長が必要と認める事項
- (電磁的記録の開示の方法)

第6条 条例第14条第1項の実施機関が定める方法は、次の各号に掲げる方法とする。

- (1) 用紙に出力したものの閲覧又はその写しの交付
- (2) 専用機器により再生したものの閲覧又は視聴
- (3) 複写したものの交付

2 条例第14条第1項ただし書の規定は、電磁的記録を用紙に出力したものによる開示について準用する。

3 電磁的記録の開示は、当該電磁的記録を用紙に出力したものの写し若しくは当該電磁的記録を複写したもの又はこれらを複写したものを送付する場合を除き、広域連合長が条例第11条第3項に規定する決定通知の際に指定する日時及び場所において行う。

(更なる開示の申出等)

第7条 条例第14条第3項の規定による申出は、更なる開示の申出書（様式第8号）を広域連合長に提出して行わなければならない。

2 広域連合長は、前項の申出があったときは、速やかに、当該申出に応ずるものとし、当該申出をした者に対し、その旨を書面により通知するものとする。

3 条例第14条第2項及び前条第4項の規定は、第1項の申出に係る公文書の開示について準用する。この場合において、条例第14条第2項中「実施機関が決定通知」とあるのは「更に開示を受ける旨の申出に対する通知」と、前条第4項中「広域連合長が条例第11条第3項に規定する決定通知」とあるのは「次条第2項の通知」と読み替えるものとする。

(費用)

第8条 条例第15条第1項に規定する公文書の写しの作成及び送付に要する費用の額及び同条第2項に規定する開示の実施に要する費用の額（写しの交付をする場合に限る。）として実施機関が定める額は、別表のとおりとする。

2 条例第15条第2項に規定する開示の実施に要する費用の額（写しの交付をする場合を除く。）として実施機関が定める額は、零とする。

(開示状況の公表)

第9条 条例第20条の規定による公文書の開示の状況の公表は、毎年度の6月30日までに、その前年度における公文書の開示の状況を告示して行うものとする。

2 前項の公表は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 開示請求の件数及び開示決定等の状況
- (2) 任意開示の申出の件数及びこれに対する諾否の状況
- (3) 開示決定等についての審査請求の件数及びこれについての裁決の状況
- (4) 任意開示の申出に対する諾否についての苦情の申出の件数及びその処理の状況
- (5) その他必要と認める事項

(任意開示の手続)

第10条 条例附則第3項の規定による公文書の開示（以下「任意開示」という。）の申出は、公文書任意開示申出書（様式第9号）を広域連合長に提出して行わなければならない。

2 広域連合長は、任意開示の申出があったときは、速やかに、当該申出に対する諾否（当該公文書を保有していないときを含む。）を任意開示の申出をした者に、公文書任意開示諾否決定通知書（様式第10号）により通知するものとする。

3 任意開示の申出に対する諾否についての苦情の申出は、苦情申出書（様式第11号）を広域連合長に提出して行わなければならない。

4 条例第11条第3項、第12条、第13条第1項及び第2項並びに第14条の規定は、任意開示について準用する。

(委任)

第11条 この規則の施行に関して必要な事項は、広域連合長が定める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月22日規則第3号）

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであってこの規則の施行前にされた処分その他の行為又はこの規則の施行前にされた申請に係る不作為に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（平成31年4月19日規則第1号）

(施行期日)

1 この規則は、天皇の退位等に関する皇室典範特例法（平成29年法律第63号）の施行の日（平成31年4月30日）の翌日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に有する様式については、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和元年6月28日規則第1号）

(施行期日)

1 この規則は、令和元年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に有する様式については、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和5年3月22日規則第1号）

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第8条第1項関係）

費用の 区分	地方公共団体等 行政文書の種類	写しの種類	費 用
写しの作成に要する費用	文書、図画又は 写真	複写機により複写した もの	1面当たり 白黒 10円 カラー 50円 (日本産業規格A3まで)
			日本産業規格A3の大きさを超えるものは、実費
	フィルム	用紙に印刷したものを 複写機により複写した もの	1面当たり 白黒 10円 カラー 50円 (日本産業規格A3まで)
			日本産業規格A3の大きさを超えるものは、実費
	写真フィルム	印画紙に印画したもの	実費
	電磁的記録	用紙に出力したものを 複写機により複写した もの	1面当たり 白黒 10円 カラー 50円 (日本産業規格A3まで)
			日本産業規格A3の大きさを超えるものは、実費
写しの送付に要する費用	全種	全種	郵便料

様式第1号（第2条関係）

令和 年 月 日

津軽広域連合長 様

請求者	氏 名 〔 法人その他の 団体にあつて は、名称及び 代表者の氏名 〕	
	住 所 〔 法人その他の 団体にあつて は、主たる事 務所の所在地 〕	郵便番号
	連絡先	☐ 自宅 ☐ 勤務先 ☐ その他 電話 ()

公 文 書 開 示 請 求 書

津軽広域連合情報公開条例第5条の規定により、下記のとおり公文書の開示を請求します。

記

開示請求をする公文書 の 名 称 〔 公文書の名称又は知 りたいと思う事項を できるだけ具体的に 記載してください。 〕	
求める開示の実施の 方 法	☐ 1 閲覧又は視聴 ☐ 2 写しの交付 ☐ 3 1及び2 → 写しの送付を ☐1 希望する ☐2 希望しない

備考 該当する□内に✓印を記入し、各欄に必要な事項を記入してください。

※職員記載欄

担 当 課	
-------	--

様式第2号（第3条第1項関係）

（指 令 番 号）
令和 年 月 日

様

津軽広域連合長

印

公文書開示決定通知書

令和 年 月 日付けで請求のあった公文書の開示については、津軽広域連合
情報公開条例第11条第1項の規定に基づき下記のとおり公文書の全部を開示することに
決定したので、同項の規定により通知します。

記

開示請求をした公文書 の 名 称			
開示請求に係る公文書 として特定した公文書 の 名 称			
公文書の開示の日時及 び 場 所	日時	令和 年 月 日	☐ 午前 時 分 ☐ 午後
	場所		
担 当 課	課 電話 () 内線		
摘 要			

備考

- 1 指定された開示の日時に来庁できない場合は、あらかじめ上記の担当課へ連絡してください。
- 2 公文書の開示を受ける際には、この通知書を提示してください。

様式第3号（第3条第1項関係）

（指 令 番 号）
令和 年 月 日

様

津軽広域連合長

印

公文書部分開示決定通知書

令和 年 月 日付けで請求のあった公文書の開示については、津軽広域連合情報公開条例第11条第1項の規定に基づき下記のとおり公文書の一部を開示することに決定したので、同項の規定により通知します。

記

開示請求をした公文書の 名 称			
開示請求に係る公文書 として特定した公文書の 名 称			
公文書の開示の日時及 び 場 所	日時	令和 年 月 日	☐ 午前 時 分 ☐ 午後
	場所		
開 示 し な い 部 分			
開 示 し な い 理 由	津軽広域連合情報公開条例第7条第 号 該当 (理由)		
開示しない部分を開示 することができる期日 及 び 範 囲	令和 年 月 日（当該部分の開示を望むときは、 記載されている期日以降に改めて請求してください。） (範囲)		
担 当 課	課 電話 () 内線		
摘 要			

教示

この決定について不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、津軽広域連合長に対して審査請求をすることができます。

この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、津軽広域連合を被告として（訴訟において広域連合を代表する者は広域連合長となります。）、決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に決定の取消しの訴えを提起することができます。

備考

- 1 指定された開示の日時に来庁できない場合は、あらかじめ上記の担当課へ連絡してください。
- 2 公文書の開示を受ける際には、この通知書を提示してください。

様式第4号（第3条第2項関係）

（指 令 番 号）
令和 年 月 日

様

津軽広域連合長

印

公文書不開示決定通知書

令和 年 月 日付けで請求のあった公文書の開示については、津軽広域連合情報公開条例第11条第2項の規定に基づき下記のとおり公文書を開示しないことに決定したので、同項の規定により通知します。

記

開示請求をした公文書の 名 称	
開示請求に係る公文書 として特定した公文書 の 名 称	
公文書を開示しない 理 由	津軽広域連合情報公開条例第7条第 号 該当 (理由)
開示することができる 期 日 及 び 範 囲	令和 年 月 日（当該公文書の開示を望むときは、記載されている期日以降に改めて請求してください。） (範囲)
担 当 課	課 電話 () 内線
摘 要	

教示

この決定について不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、津軽広域連合長に対して審査請求をすることができます。

この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、津軽広域連合を被告として（訴訟において広域連合を代表する者は広域連合長となります。）、決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に決定の取消しの訴えを提起することができます。

様式第5号（第3条第3項関係）

（発 送 番 号）

令和 年 月 日

様

津軽広域連合長

印

公文書開示請求に係る決定通知期間延長通知書

令和 年 月 日付けで請求のあった公文書の開示については、津軽広域連合情報公開条例第11条第5項の規定に基づき下記のとおり開示等の決定通知の期間を延長したので、同項後段の規定により通知します。

記

開示請求をした公文書の 名 称	
開示請求に係る公文書 として特定した公文書の 名 称	
津軽広域連合情報公開 条例第11条第4項の規 定による開示等の決定 通 知 の 期 間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで
延 長 後 の 期 限	令和 年 月 日
延 長 の 理 由	
担 当 課	課 電話 () 内線
摘 要	

様式第6号（第3条第4項関係）

（発 送 番 号）
令和 年 月 日

様

津軽広域連合長

印

公文書開示請求に係る決定通知期間特例延長通知書

令和 年 月 日付けで請求のあった公文書の開示については、津軽広域連合
情報公開条例第11条第6項の規定に基づき下記のとおり開示等の決定通知の期間を延長
したので、同項後段の規定により通知します。

記

開示請求をした公文書 の 名 称	
開示請求に係る公文書 として特定した公文書 の 名 称	
上記のうち開示請求が あった日から30日以内 に決定通知をする部分	
津軽広域連合情報公開 条例第11条第6項の規 定を適用する理由	
残りの公文書について の開示等の決定通知の 期 限	令和 年 月 日
担 当 課	課 電話 () 内線
摘 要	

様式第7号（第4条関係）

（発 送 番 号）
令和 年 月 日

様

津軽広域連合長

印

公文書開示請求に係る事案移送済通知書

令和 年 月 日付けでなされた公文書の開示請求については、津軽広域連合
情報公開条例第12条第1項の規定に基づき下記のとおり事案を移送したので、同項後段
の規定により通知します。

記

開示請求をした公文書 の 名 称	
移送をした実施機関	
移送を受けた実施機関 及 び 担 当 課	課 電話 () 内線
移 送 を し た 日	令和 年 月 日
移 送 を し た 理 由	
担 当 課	課 電話 () 内線
摘 要	

備考 移送された開示請求に係る開示決定等は、移送を受けた実施機関が行います。

様式第8号（第7条第1項関係）

令和 年 月 日

津軽広域連合長 様

請求者	氏 名 〔 法人その他の 団体にあって は、名称及び 代表者の氏名 〕	
	住 所 〔 法人その他の 団体にあって は、主たる事 務所の所在地 〕	郵便番号
	連絡先	☐ 自宅 ☐ 勤務先 ☐ その他 電話 ()

更なる開示の申出書

津軽広域連合情報公開条例第14条第3項（津軽広域連合情報公開条例施行規則第10条第4項において準用する津軽広域連合情報公開条例第14条第3項）の規定により、下記のとおり先に開示を受けた公文書について更に開示を受けたいので申し出ます。

記

開示を受けた公文書に係る決定通知書（諾否通知書）の年月日及び番号	令和 年 月 日付け 第 号
最初に開示を受けた年 月 日	令和 年 月 日
更なる開示を申し出る公文書の名称	
求める開示の実施の方法	☐ 1 閲覧又は視聴 ☐ 2 写しの交付 ☐ 3 1及び2 } ☐ 1 希望する 写しの送付を ☐ 2 希望しない

備考 該当する□内に✓印を記入し、各欄に必要な事項を記入してください。

※職員記載欄

担 当 課	
-------	--

様式第9号（第10条第1項関係）

令和 年 月 日

津軽広域連合長 様

請求者	氏 名 〔 法人その他の 団体にあって は、名称及び 代表者の氏名 〕	
	住 所 〔 法人その他の 団体にあって は、主たる事 務所の所在地 〕	郵便番号
	連絡先	☐ 自宅 ☐ 勤務先 ☐ その他 電話 ()

公 文 書 任 意 開 示 申 出 書

津軽広域連合情報公開条例附則第3項の規定により、下記のとおり公文書の開示を申し出ます。

記

開示の申出をする公文書の 名 称 〔 公文書の名称又は知 りたいと思う事項を できるだけ具体的に 記載してください。 〕	
求める開示の実施の方法	☐ 1 閲覧又は視聴 ☐ 2 写しの交付 ☐ 3 1及び2 } → 写しの送付を ☐ 1 希望する ☐ 2 希望しない

備考 該当する□内に ☒ 印を記入し、各欄に必要な事項を記入してください。

※職員記載欄

担 当 課	
-------	--

様式第 10 号（第 10 条第 2 項関係）

（収 発 番 号）
令和 年 月 日

様

津軽広域連合長

印

公文書任意開示諾否決定通知書

令和 年 月 日付けで申出のあった公文書の任意開示については、下記のとおり公文書を（☐開示する ☐部分開示する ☐開示しない）ことに決定したので、津軽広域連合情報公開条例施行規則第10条第2項の規定により通知します。

記

開示の申出をした 公文書の名称			
開示の申出に係る 公文書として特定 した公文書の名称			
公文書の開示の日 時 及 び 場 所	日時	令和 年 月 日	☐ 午前 時 分 ☐ 午後
	場所		
開示しない部分			
開示しない理由	津軽広域連合情報公開条例第7条第 号 該当 (理由)		
開示しない部分を 開示することがで きる期日及び範囲	令和 年 月 日（当該部分の開示を望むときは、記載 されている期日以降に改めて請求してください。） (範囲)		
担 当 課	課 電話 () 内線		
摘 要			

備考

- 1 指定された開示の日時に来庁できない場合は、あらかじめ上記の担当課へ連絡してください。
- 2 公文書の開示を受ける際には、この通知書を提示してください。

様式第 11 号（第 10 条第 3 項関係）

令和 年 月 日

津軽広域連合長 様

申出者	氏 名 〔 法人その他の 団体にあつて は、名称及び 代表者の氏名 〕	
	住 所 〔 法人その他の 団体にあつて は、主たる事 務所の所在地 〕	郵便番号
	連絡先	☐ 自宅 ☐ 勤務先 ☐ その他 電話 ()

苦 情 申 出 書

津軽広域連合情報公開条例施行規則第 10 条第 3 項の規定により、下記のとおり公文書の任意開示の諾否について苦情を申し出ます。

記

苦情申出に係る諾否通知の内容	
苦 情 申 出 の 趣 旨	
苦 情 申 出 の 理 由	
摘 要	

※職員記載欄

担 当 課	
-------	--